

特定再開発建築物等の割増償却の償却限度額の
計算に関する付表 (措法47の2①、旧措法47②)

		事業 年 度	・ ・ ・	法人名
特定再開発建築物等の区分	1	47条の2第3項()号 平()旧47条第3項()号	47条の2第3項()号 平()旧47条第3項()号	47条の2第3項()号 平()旧47条第3項()号
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定再開発建築物等の種類等	2	()	()	()
特定再開発建築物等の名称	3			
同 上 の 所 在 地	4			
取 得 等 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .
新築して、最初に 事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	7	円	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割 増 償 却 率	10	$\frac{9,10,12,14,15又は18}{100}$	$\frac{9,10,12,14,15又は18}{100}$	$\frac{9,10,12,14,15又は18}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
国土交通大臣の証明年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .
駐 車 場 面 積 割 合	14	%	%	%
特殊の駐車装置の方式	15			
建 築 物 の 床 面 積 等	16	m ²	m ²	m ²
増改築に係る部分の床面積	17	m ²	m ²	m ²
建 築 物 の 敷 地 面 積	18	m ²	m ²	m ²
適合昇降機の設置状況	19			
壁 面 の 長 さ 及び沿道整備道路に接する割合	20	m %	m %	m %
空 地 割 合	21	%	%	%
雨 水 貯 留 容 量	22	m ³	m ³	m ³
資産が特定再開発建築物等 に該当する旨のその他の事項	23			

(法 0302-50)

特別償却の付表（三十）の記載の仕方

- 1 この付表（三十）は、次の(1)から(5)の規定の適用を受ける場合の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定再開発建築物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (2) 平成14年改正前の租税特別措置法第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (3) 平成13年改正前の租税特別措置法第47条第2項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (4) 平成11年改正前の租税特別措置法第47条第2項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (5) 平成10年改正前の租税特別措置法第47条第2項《特定再開発建築物等の割増償却》
- 2 「特定再開発建築物等の区分1」は、その資産が1の(1)から(5)の各号のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内に該当年数を記載してください。なお、「（ ）号」内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 3 「特定再開発建築物等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、特定再開発建築物等の種類、構造、細目等を記載します。また、特定再開発建築物等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 4 「取得価額7」には、その特定再開発建築物等を含む建物若しくは建物附属設備の全体の取得価額又は対象となる機械及び装置の取得価額を記載します。
- 5 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、特定再開発建築物等に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 6 「同上に係る普通償却限度額9」には、特定再開発建築物等に該当する部分の取得価額に係る普通償却限度額を記載します。
- 7 「割増償却率10」の分子は、1の(1)から(5)の規定の適用を受ける特定再開発建築物等の取得等の時期等に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成14年4月1日以後に取得等をしたもの（(2)の建築物を除きます。）…「10」
 - (2) 平成13年4月1日以後に取得等をした遮音上有効な機能を有する建築物のうち一定のもの…「9」
 - (3) 平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に取得等をしたもの（(2)及び(4)の建築物を除きます。）…「12」
 - (4) 平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に取得等をした認定建築物…「14」
 - (5) 平成10年3月31日以前に取得等をしたもの（(6)の認定建築物を除きます。）…「15」
 - (6) 平成10年3月31日以前に取得等をした認定建築物…「18」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定再開発建築物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の(13)欄から(23)欄までの各欄は、1の(1)から(5)までの規定に掲げる特定再開発建築物等の区分に応じ、該当欄に次により記載します。
 - (1) 「国土交通大臣の証明年月日13」には、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の21第3項に規定する証明書の証明年月日を記載します。
 - (2) 「駐車場面積割合14」には、駐車場が設置される建築物の床面積のうち占めるその駐車場の用に供する部分の床面積の割合を記載します。
 - (3) 「特殊の駐車装置の方式15」には、駐車場に設けられた駐車装置の方式を、例えば「垂直循環方式」、「エレベータ方式」等のように記載します。
 - (4) 「建築物の床面積等16」には、駐車場の用に供する部分の床面積、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物若しくは特定建築物の床面積又は沿道地区計画区域内に建設される遮音上有効な機能を有する一定の建築物の建築面積を記載します。
 - (5) 「増改築に係る部分の床面積17」には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第7条に規定する計画が増改築に係る計画である場合に、その増改築に係る計画に記載されたその増改築に係る部分の床面積を記載します。
 - (6) 「建築物の敷地面積18」には、沿道地区計画区域内に建設される遮音上有効な機能を有する一定の建築物の敷地面積を記載します。
 - (7) 「適合昇降機の設置状況19」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の5第4項第2号の要件を満たす昇降機の設置状況を記載します。
 - (8) 「壁面の長さ及び沿道整備道路に接する割合20」には、措置法令第29条の5第6項第1号に規定する壁面の長さ（措置法規則第20条の21第7項に規定する建築物の場合には、壁面の長さその他の建築物の壁面の長さとの合計）及びその壁面の長さの建築物の敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合を記載します。
 - (9) 「空地割合21」には、措置法令第29条の5第6項第4号に規定する空地の部分の面積の建築物の敷地の面積に対する割合を記載します。
 - (10) 「雨水貯留容積22」には、措置法令第29条の5第8項に規定する容量を記載します。
- 10 「資産が特定再開発建築物等に該当する旨のその他の事項23」には、その資産が特定再開発建築物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。